農林水産物・食品の輸出力強化を求める 意見書(案)

年 月 日

衆 議 院 長 議 参議院 議 長 内閣総理大臣 7 あ 外 務 大 臣 農林水產大臣 経済産業大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

政府は、2030年に農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げると ともに、農林水産業の輸出力強化戦略を策定し、アジアを中心に拡大する海外 の食市場を積極的に取り込みながら、農林水産物等の輸出を促進するための取 組を推進しているところである。

このような中、昨年の輸出額実績は9,000億円余と、2019年の目標である1 兆円達成に向け順調に推移しているものの、国内市場が縮小傾向にあることを 踏まえ、これまで以上に輸出拡大を進めるに当たっては、情報の集約化、物流 コストの低減、制度や手続面での改善等、輸出環境の整備が不可欠である。

一方、ユネスコ無形文化遺産への登録を契機として、世界における日本食の存在感は高まっていることから、海外への日本食や食文化の更なる浸透を図りつつ、インバウンドとの連携や日本文化との一体的なプロモーションを行うなど、国を挙げて新たな食市場を創造していく必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、農林漁業者や食品事業者の創意工夫や意欲的な取組を一層促進し、農林水産物・食品の輸出力を強化するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 市場情報の一元的な集約・提供や相談体制の強化を行うとともに、海外ニーズとのマッチングの支援に加え、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法の確立・導入を行うこと。
- 2 輸出先国の動植物検疫の条件緩和や、放射性物質の影響を懸念する中国等 の輸入停止措置の解除等、輸入規制の見直しを引き続き働きかけること。
- 3 生産者が直接輸出できる販売ルートを確立するとともに、共同輸送の促進 等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進や新たな技術 の開発等により、効率的な物流体制の構築を図ること。
- 4 国内における生産・加工拠点から海外拠点までの一連のインフラ整備を拡充するとともに、事業者等へのサポート体制の充実や手続面の改善を行うこと。